

**「安心・成長・自立自尊の埼玉」の実現  
に向けた提案・要望**

**<重点政策に関する提案・要望>**

**I 2025年問題への挑戦に係る提案・要望**

# ■ 「稼ぐ力」の強化

【内閣府、総務省、消防庁、経済産業省、  
資源エネルギー庁、国土交通省、農林水産省、環境省】

県担当課： エコタウン環境課、資源循環推進課  
産業労働政策課、産業支援課  
先端産業課、農業政策課  
農村整備課、下水道事業課

本県の人口は間もなく減少に転じることが見込まれている。さらに、75歳以上の高齢者は全国一のスピードで増加し、生産年齢人口も大幅に減少することが見込まれている。こうした高齢化に伴う医療・介護需要の増大や生産年齢人口の減少に伴う活力の低下など、いわゆる「2025年問題」への対応が喫緊の課題となっている。

働き手が減少する中で社会の活力を維持し高めていくためには「稼ぐ力」の強化が必要である。本県では、国際競争力を持った新たな産業を創出するため、先端技術の実用化・製品化開発から事業化までの支援を通じて新たな成長産業の集積を目指す「先端産業創造プロジェクト」を引き続き展開している。

また、県内の産業を支える中小企業の経営力を向上させるため、企業の経営革新に対する支援を引き続き進める必要がある。

さらに、県産農産物のオーダーメイド型産地の育成支援や、県産米の販売力向上、農産物のブランド化などを通じて「儲かる農林業の推進」を進めていく。

【先端産業創造プロジェクトの推進】

## 1 先端産業創造プロジェクトの推進 【新規】

【内閣府、経済産業省】

新たな成長産業の育成・集積を目指す産官学（企業、自治体、大学・研究機関）の取組を強力に支援するとともに、今後、継続的な支援を行うための財源を確保すること。

また、新たな産業の創出・振興に必要な人材を確保するため、各分野における人材養成の仕組みを構築すること。

### ◆現状・課題

- ・ 生産年齢人口が大幅に減少する中、将来にわたって価値を生み出す産業の振興は、税収確保、雇用拡大等の観点から各自治体にとっても喫緊の課題である。
- ・ 本県では、「稼ぐ力」を強化するため、国際競争力を持った付加価値の高い新しい産業を生み出す「先端産業創造プロジェクト」を平成26年度から展開している。
- ・ 具体的には、ナノカーボン、医療イノベーション、ロボット、新エネルギー、航空・宇宙の5分野を重点分野と定め、実用化・製品化・事業化から県内集積に至るまでの一貫した支援を行っている。
- ・ この取組の推進体制として、産業技術総合研究所、新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）と三者協定を締結し、開発テーマを選ぶ目利きの役割など様々な形で協力を得ている。本県以外にも同様の取組を行う自治体が出てきており、広がりを見せつつある。

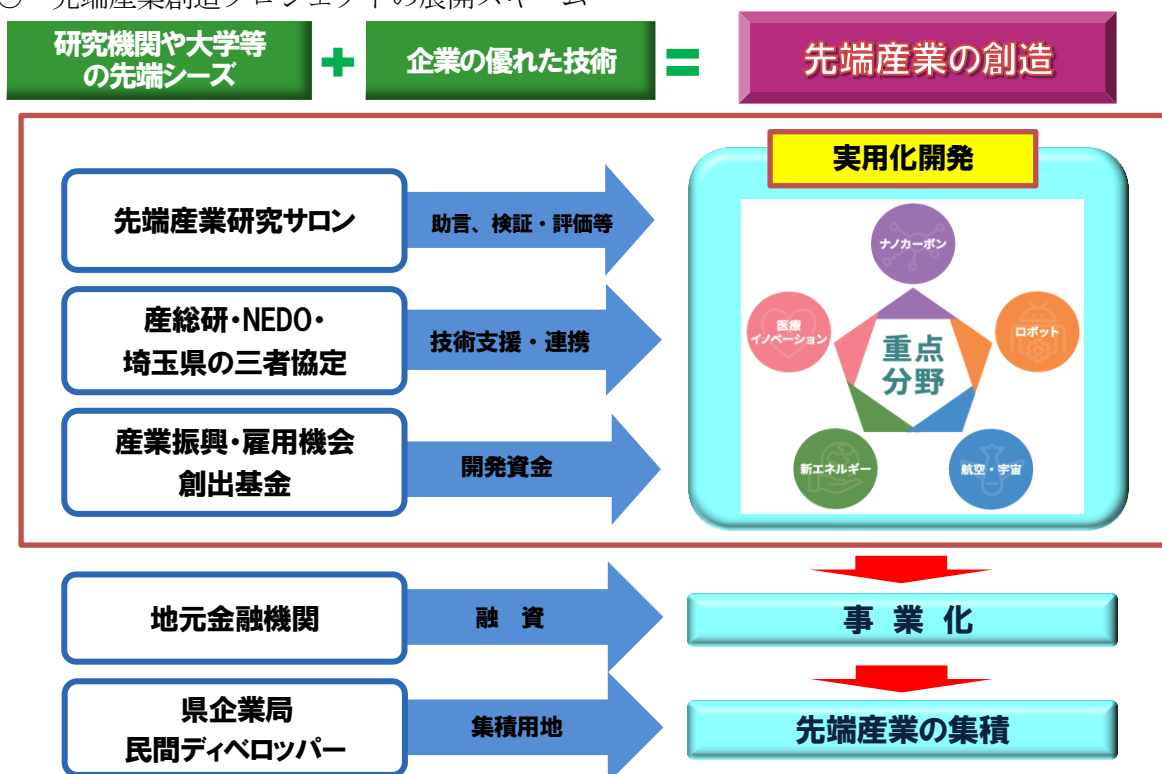
- また、事業の財源に充てるため、県企業局が分譲した産業団地の売却益 100 億円を原資として、県内の産業振興と雇用機会創出を図るための「産業振興・雇用機会創出基金」を創設したところである。
- こうした新しい分野の産業振興に係る取組の多くは、具体的な成果が出るまでに時間がかかるため、継続的な支援を行う必要がある。そのため、今後も継続的に財源を確保することが課題となってくる。
- また、大学・研究機関、大企業、中小・ベンチャー企業がそれぞれ自前で先端的技術の開発を行っている場合が多く、これらを価値に変えるための「オープンイノベーション」がまだまだ進んでいない。そのため、産学連携がよりスムーズに行われる仕組みの構築が求められる。
- さらに、新たな産業の創出、振興においては、各分野における開発やマッチングをコーディネートできる人材の育成が不可欠である。本県では、今年度からナノカーボン、ロボット分野を対象に人材育成事業をスタートするが、今後人材の裾野を広げていくためには、県単独の取組では限界があり、より広域的な取組に発展させることが課題である。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- 新たな成長産業の育成・集積を目指す産官学（企業、自治体、大学・研究機関）の取組を強力に支援すること。
- クロスポイントメント制度の普及の推進や産学による共同研究の契約のひな形の作成を行うことにより、産学連携の一層の推進を図ること。
- 企業が中長期的な視野を持って新たな産業分野にチャレンジできるようにするため、継続的な支援を可能とする財源を確保すること。例えば、中小製造業の新技术・新製品開発に対する助成制度が近年補正予算で措置されているが、恒常的な制度として位置付けること。
- 新たな産業の創出・振興に必要な人材を確保するため、各分野における人材養成の仕組みを構築すること。

#### ◆参考

○ 先端産業創造プロジェクトの展開スキーム



## 2 水素エネルギーの普及拡大

【内閣府、総務省、消防庁、経済産業省、資源エネルギー庁、国土交通省、環境省】

本格的な利用が開始された水素エネルギーの普及拡大を図るため、インフラ整備や技術開発に対する財政支援を更に拡充するとともに、十分な安全性を確保しつつ、規制緩和を早急に進めること。

また、燃料電池自動車の普及促進及び燃料電池自動車以外における水素の利用拡大に向けた取組など水素社会の実現に向けた自治体の取組を強力に支援すること。

### ◆現状・課題

- ・ 究極のクリーンエネルギーである水素を本格的に利活用する「水素社会」の実現に向けて、水素ステーションの整備と燃料電池自動車の普及を加速しなければならない。
- ・ 本県では、2020年までに燃料電池自動車を6000台、水素ステーションを17基整備するという目標を定め取り組んでいるが、コスト、技術開発、規制などの制約から普及が進んでいない。
- ・ 水素社会を実現するためには、水素の製造、貯蔵、輸送などの技術開発を進めるとともに社会の様々な分野で活用するためのインフラを整備していく必要がある。

#### [燃料電池自動車等の普及推進]

- ・ 燃料電池自動車は、メーカーの生産能力が低く車種も限定的で、かつ、価格が高いこともあり、まだ広く普及していない。また、燃料電池自動車の外部給電機能は災害時等における移動式の電源として期待されるが、外部給電に係る電気事業法等の規制によりその機能を十分発揮できていない。
- ・ 商用水素ステーションは高圧ガス保安法や建築基準法、消防法の規制が依然として厳しく、これが市街地での整備のコストを大きく引き上げている。また、水素ステーションの管理・運営に必要な資格取得者の確保が困難であり、人材の育成とともに資格要件の緩和を進める必要もある。

#### [水素の利用拡大に向けた取組]

- ・ 業務・産業用燃料電池など水素の製造・貯蔵・供給設備は、導入や維持管理に要するコストが未だ大きい。また、家庭用燃料電池エネファームも価格が高いことから、平成32年の導入目標140万台（全国）に対し、15万台程度の導入にとどまっている。
- ・ 下水道資源の有効活用の一環として、下水汚泥等を活用した水素ステーションの事業化も検討しているが、水素需要の予測など困難な課題がある。事業化に向けては、水素需要の拡大に加え、建設・維持管理費用の低コスト化も必要である。

## ◆提案・要望の具体的内容

[燃料電池自動車の普及推進]

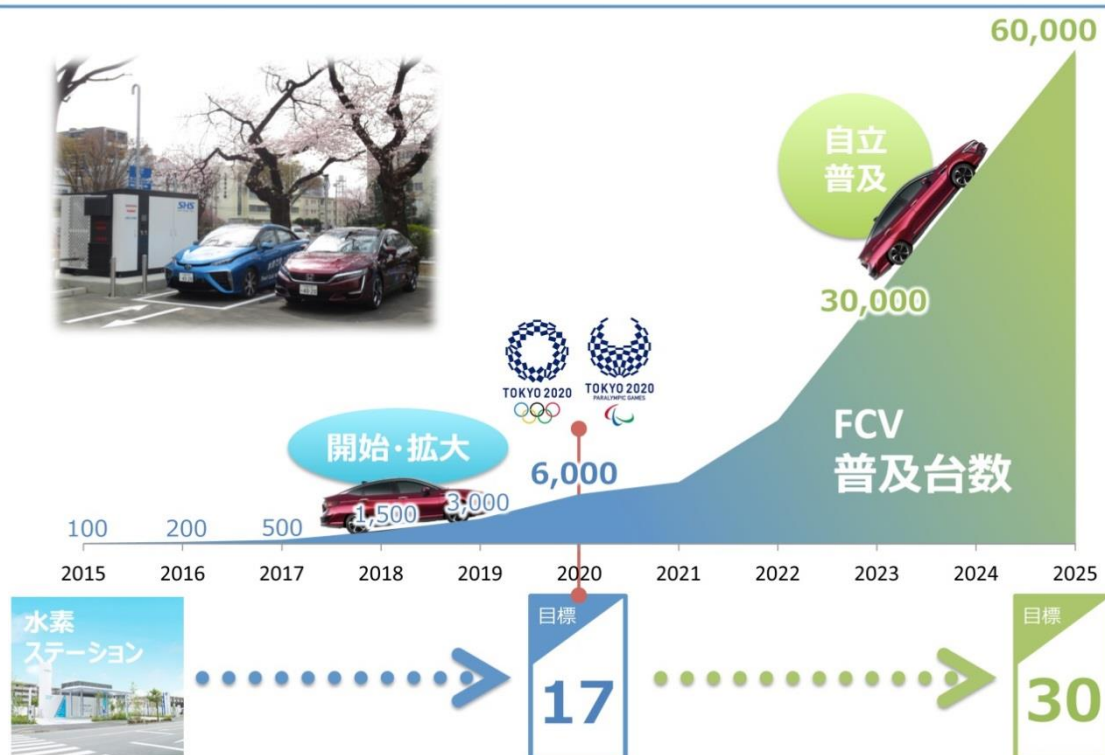
- ・ 燃料電池自動車の購入に対する財政支援を継続すること。
- ・ 燃料電池自動車の外部給電に係る電気事業法等の規制を緩和すること。
- ・ 商用水素ステーションに係る高圧ガス保安法等の規制については、十分な安全性の確保を前提に、海外で許容されるレベルまで早急に緩和すること。また、水素ステーションの運営管理に必要な資格要件の緩和や人材育成への支援を充実すること。

[水素の利用拡大に向けた取組]

- ・ エネファームや業務・産業用燃料電池など商用水素ステーション以外の水素製造・貯蔵・供給設備の更なる普及拡大に向けて、設置者に対する財政支援を拡充すること。また、それらの設置コスト低減のために、発電効率の高い次世代燃料電池や水素の製造・貯蔵・輸送等に係る技術開発に対する財政支援を行うこと。
- ・ 下水汚泥等を活用した水素製造、供給システムを普及・拡大するため、技術開発・事業化のための実証試験や施設建設、管理などに対する財政支援を行うこと。また、CO<sub>2</sub>フリー水素の使用割合の義務化を図ること。

## ◆参考

### 埼玉版 水素エネルギー普及ロードマップ<sup>o</sup> (H27.4)



### 3 分散型エネルギー社会の構築

【総務省、農林水産省、経済産業省、資源エネルギー庁、環境省】

低炭素で災害に強い自立分散型のエネルギー社会を構築するため、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムなどの普及も強力に進めること。また、再生可能エネルギーに関する技術開発を促進し、性能の向上や価格の低減などを進めること。加えて、地方公共団体が再生可能エネルギーを地域活性化の資源として活用する取組を支援すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 平成 27 年 7 月 16 日に決定した「長期エネルギー需給見通し」では、2030 年度の電源構成として再生可能エネルギーの割合を 22 から 24%、コージェネレーションシステムの割合を 11% 程度が目標とされた。
- ・ エネルギーのベストミックスを構築し温室効果ガスの削減を進めていくためには、再生可能エネルギーやコージェネレーションシステムの普及拡大を強力に進めていくことが必要である。
- ・ また、現在のエネルギー供給は、大部分の発電施設が沿岸部に集中しているため、ひとたび災害が発生すると送電が一気に滞る脆弱な体制である。加えて、火力発電に大きく依存しているため、二酸化炭素を大量発生させている。
- ・ さらに、発電所で発生する熱は十分活用されず、遠隔地への送電ロスも発生するため、全エネルギー量の約 4 割しか有効活用できない非効率な構造となっている。
- ・ これらの課題に対応し、低炭素で高効率、災害にも強い社会を構築するためには、地域で使うエネルギーは地域で創る「分散型エネルギー社会」を構築し、地域のエネルギーの自立度を高めていかなければならない。
- ・ しかし、設備導入に要する費用や運用費用がかかるために普及拡大がなかなか進まない。そこで設備導入費用等を下げるときの技術開発や、中小規模事業者に対する支援を継続的に促進する必要がある。
- ・ 本県では、太陽光発電などの再生可能エネルギーによる「創エネ」の活用などにより、既成市街地におけるエネルギーの地産地消を目指す「埼玉エコタウンプロジェクト」を推進している。
- ・ 再生可能エネルギーは、地域活性化の資源となるため、地方がその地域特性に応じた再生可能エネルギーの活用に取り組むための支援が必要である。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 再生可能エネルギーを導入・拡大する自治体や事業者の取組を強力に支援すること。
- ・ エネルギー変換効率が高い太陽熱利用設備についての導入支援が十分ではないため、技術の PR なども含めた支援を行うこと。
- ・ 地中熱利用については、設備導入費用が高いことなどにより、普及が進んでいない。地中熱利用設備等に対する具体的な支援を拡充すること。
- ・ 地中熱の利用は、地下水や地盤環境、生態系に影響を与える可能性がある。最適な地中熱利用のあり方について、国において研究を進めること。
- ・ 太陽光発電などの再生エネルギーや住宅用蓄電池の住宅への普及拡大を進めるため、技術開発や量産化への誘導などによりコスト削減を促進すること。

- ・ 再生可能エネルギーの導入を契機として、地域に新しい産業活動が生まれ、地域経済が活性化する。再生可能エネルギーを活用した地域活性化施策に関する支援を継続・強化すること。
- ・ 下水汚泥や廃棄物等を活用したバイオマス発電を普及・拡大していくため、技術開発・事業化のための実証試験や施設建設などに対する財政支援を行うこと。
- ・ コージェネレーションシステムの導入及び運用費用を低減するため、システムを導入する中小規模事業者に対する支援を一層拡充すること。

## 【県内企業・中小企業の競争力強化】

### 4 中小企業支援等の地方への移譲

【内閣府、経済産業省】

中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務については、中小企業と距離が近い地方に移譲すること。

#### ◆現状・課題

- ・ 本県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。
- ・ このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。
- ・ 全国知事会では、経済産業局の中小企業支援等の事務については、地方への事務移譲を早期に進めるべきと主張してきたが、国は、国が先導的役割を担うべきこと、全国的視点から国の重点施策に合致した提案を採択することが必要、都道府県単位では専門の人材や十分な事務量を確保できず非効率、全国どの地域においても統一的に事務処理されることが必要、全国レベルの先端的モデル事業の支援が必要等の理由から、地方への移譲はできないと主張している。
- ・ また、平成26年から「地方分権改革に関する提案募集」が導入された。中小企業支援等の地方への移譲に関しては、国から都道府県への情報提供・連携強化を実施と一定の前進が見られたが、事務・権限の移譲については触れられていない。
- ・ 地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 現在、経済産業局が行っている中小企業支援等の事務・権限を都道府県に移譲すること。  
[移譲事務の例]
  - ・ 精密加工や表面処理等の中小企業の技術分野の向上につながる取組
  - ・ 地域住民のニーズに応じて行う商店街活性化の取組

## 5 農産物貿易交渉に係る万全の国内対策の実施と適切な貿易ルールの確立

【農林水産省】

「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき平成28年秋までに検討することとなっている農林水産業の成長産業化を進める政策において、農業の競争力強化や農家の経営安定につながるよう万全の対策を講じること。

また世界貿易機関（WTO）交渉や自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）交渉に当たっては、国民に対する十分な情報開示と明確な説明に努めること。

### ◆現状・課題

- ・ 平成25年3月にTPP交渉に参加することを安倍首相が表明して、平成25年7月の第18回交渉（マレーシア）から参加した。平成27年10月米国アトランタでTPP交渉が大筋合意し、平成28年2月署名に至った。今後所定の手続きを経て、発効に至った場合には、関税の引下げや撤廃、輸入枠の拡大など農業分野において影響が懸念される。
- ・ 国は平成27年11月に「総合的なTPP関連政策大綱」を決定し、平成27年度の補正予算でTPP対策を措置した。また、農林水産業の成長産業化を一層進めるために必要な戦略として、平成28年秋を目途に政策の具体的内容を詰めることとしている。
- ・ 世界貿易機関（WTO）農業交渉においては、現在、市場アクセス分野における階層方式による関税削減や上限関税の是非、重要品目の数とその取扱いなどが交渉されている。また、自由貿易協定（FTA）・経済連携協定（EPA）交渉についても、関税の撤廃品目等についての交渉が行われており、農業分野の自由化が急速に進展する可能性もある。
- ・ FTA・EPAについては、既にシンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、インドネシア、ブルネイ、ASEAN、フィリピン、スイス、ベトナム、インド、ペルー、オーストラリアと協定が発効している。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「総合的なTPP関連政策大綱」に基づき平成28年秋までに検討することとなっている農林水産業の成長産業化を進める政策において、農業の競争力強化や農家の経営安定につながる内容を盛り込み、TPPが発効に至った場合の農業に対する諸影響が及ばぬよう万全の対策を講じること。
- ・ 貿易自由化の動きは本県農業に大きな影響を及ぼすことから、我が国が引き続き「多様な農業の共存」を理念とし、国内農業生産の強化や農家の経営安定につながる貿易ルールの確立に全力を尽くすこと。



## 6 計画的な農業農村整備事業の実施

【農林水産省】

農業の競争力強化に資する農地の整備や農業水利施設の長寿命化対策、災害に強い農村づくりを計画的に実施するために必要な財源を確保すること。

### ◆現状・課題

<国の予算状況>

- ・ 平成 28 年度の農業農村整備事業費は、国費 2,962 億円、対前年度比 108%である。
- ・ 農山漁村地域整備交付金は、国費 735 億円、対前年度比 100%である。
- ・ 農地耕作条件改善事業は、国費 123 億円、対前年度比 123%である。
- ・ これら農業農村整備に係る事業費は全体で 3,820 億円、対前年度比 107%であるが、平成 21 年度の 5,772 億円と比べると 66%である。

<本県の状況>

- ・ 本県は、ほ場の整備率が全国平均より低く、また、農業水利施設の老朽化対策や台風・ゲリラ豪雨等自然災害に強い農村づくりが重要な課題である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 農地の整備や老朽化が著しい農業水利施設の補修・改修を計画的に実施して進捗を図るために必要な予算確保をすること。

# ■シニア革命（シニアの活躍推進）

【総務省、厚生労働省】

県担当課： 地域包括ケア課、保健医療政策課  
国保医療課、健康長寿課、疾病対策課  
シニア活躍推進課

これまで高齢者は「社会に支えられる」側という概念があったが、今後は「社会を共に担う」側としてポジティブに捉え直すことが必要である。元気な高齢者、いわゆるアクティブシニアが自分の希望に合わせ、就労や地域活動など様々な分野で活躍できる社会を構築することが重要である。

また、「健康長寿埼玉プロジェクト」の全県展開により、健康寿命を延ばし、さらに地域で安心して医療や介護サービスを受けることができる「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、取組を進めていく。

## 【アクティブシニアの活躍支援】

### 7 シニアの就業実態の把握 【新規】

【総務省】

シニアの就業実態を把握するため、総務省が調査している労働力調査について、都道府県別・年齢別データを公表すること。

また、調査対象世帯数を増加し、標本誤差を少なくすること。

#### ◆現状・課題

- ・ アクティブシニアの活躍を推進するに当たり、60歳以上のシニアの就業に関するデータは施策を実施する上での根幹となる。
- ・ シニアの就業実態を把握できる主な国の調査としては、「国勢調査」（5年ごと）、「就業構造基本調査」（5年ごと）、「労働力調査」があるが、毎月調査、公表されるのは「労働力調査」のみである。
- ・ 一方、「労働力調査」の基本集計では、都道府県別データ結果を年1回（3月1日）しか公表していない。また、その公表データ（都道府県別モデル推計値）は年齢別になっておらず、シニアの就業実態は分からない。
- ・ さらに、調査対象世帯の数が全国4万世帯、埼玉県1800世帯と少なく、標本誤差が大きくなっている。
- ・ 本県では、総務省統計局のデータをもとに年1回、独自公表しているが、年齢別データは公表できない状況である。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 総務省が毎月調査している「労働力調査」について、都道府県別・年齢別データを公表し、本県が推進するアクティブシニアの活躍推進に資するデータ提供を行うこと。

#### ◆参考

総務省統計局 <http://www.stat.go.jp/data/roudou/pref/index.htm>

埼玉県 <https://www.pref.saitama.lg.jp/kense/toke/rodoryoku/index.html>

## 8 シニアの就業機会の拡大 【新規】

【厚生労働省】

シニアの就業機会を拡大するため、労働者の保護や競合する事業者の利益にも十分配慮しつつ、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を改正し、請負においても週40時間までの就業を可能とすること。

## ◆現状・課題

- ・ シルバー人材センターにおいては、近年、高年齢者層が増加しているにもかかわらず、会員数の減少傾向が見られる。
- ・ これは企業における65歳までの継続雇用が進んできたことが背景にあると考えられるが、センターにおいても、高年齢者の就業ニーズの変化・多様化に対応できていない可能性がある。
- ・ シルバー人材センターの取り扱う就業は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、臨時的かつ短期的（おおむね月10日程度以内のもの）又は軽易なもの（おおむね週20時間を超えないもの）に限定されているが、こうした背景を踏まえ、国は法改正を行い、平成28年4月に施行した。
- ・ これにより、シルバー人材センターの業務のうち、請負を除く、労働者派遣・職業紹介に限り、市町村ごとに業種、職種を指定することで、週40時間までの就業が可能になった。
- ・ しかし、本県のシルバー人材センターの就業延人員をみると、請負が9割以上を占めるため、今回の法改正によって、変化・多様化する高年齢者の就業ニーズに対応できるか疑問がある。
- ・ また、地域によって産業構造が異なることを踏まえ、市町村の実態に応じて、請負も対象範囲とすることで、事業者によるシルバー人材センターの利用が拡大し、地域経済の活性化につながる可能性もある。

## ○本県の会員数等の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
会員数（人）	48,821	47,650(▲1,171)	47,226(▲424)
就業延人員（人日）	4,998,320（100%）	4,910,476（100%）	4,937,962（100%）
請負	4,969,578（99.4%）	4,883,977（99.5%）	4,916,167（99.6%）
派遣	28,742（0.6%）	26,499（0.5%）	21,795（0.4%）

## ◆提案・要望の具体的内容

- ・ シニアの就業機会を拡大するため、労働者の保護や競合する事業者の利益にも十分配慮しつつ、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」を改正し、請負においても週40時間までの就業を可能とすること。

## 9 医療需要の適切な算定

【厚生労働省】

基準病床数の算定に当たっては、地域医療構想を策定するために示された 2025 年の医療需要と各医療機能の必要量の推計方法と同様、将来推計人口を用いるとともに、都道府県間の人口当たりの病床数の格差是正を検討すること。

また、平成 26 年度から新たに開始された病床機能報告制度と従来の医療機能情報を一元化して、情報の利用者にとって分かりやすく、使いやすい制度となるよう必要な見直しを行うこと。

### ◆現状・課題

- 医療計画は従来 5 か年の目標を定めるものにもかかわらず、基準病床数の算定に当たっては、医療法等で医療計画作成時における夜間人口を用いることとされている。  
一方、平成 27 年度以降策定することとなる地域医療構想においては、2025 年の医療需要及び各医療機能の必要量を推計するため、将来推計人口を用いることになった。  
いずれも必要な病床数を算定するものであることから、考え方の整合性を図る必要がある。併せて、都道府県間で最大 3 倍となっている人口当たりの病床数の格差を是正する必要がある。
- 平成 26 年 10 月から施行された医療法第 30 条の 13 の規定に基づく病床機能報告制度と平成 19 年 4 月から施行されている同法第 6 条の 3 の規定に基づく医療機能情報の報告制度が併存している。  
許可病床数、診療科、職員数など重複項目については、双方のシステムを連動させ、都道府県及び報告者へ過重な負担とならないようにする必要がある。また、同種の情報はできる限り集約して、利用者が使いやすいものにする必要がある。

### ◆提案・要望の具体的内容

- 現行の基準病床数の算定方法について、地域医療構想における 2025 年の医療需要及び医療機能別の必要量の推計方法と整合性が図れるよう、将来推計人口を使用するなど運用を見直すこと。併せて、都道府県間で最大 3 倍となっている人口当たりの病床数の格差が是正されるよう、過去の実績に基づく係数の設定（退院率、平均在院日数）を見直すこと。
- 病床機能報告制度は医療機能情報の報告制度と重複する項目がある。この 2 つの制度を一元化して、情報の利用者にとって分かりやすく、使いやすい制度となるよう、必要な見直しを行うこと。

## 10 特定健康診査等に係る財政支援の充実

【厚生労働省】

第二期特定健康診査等実施計画の期間（平成 25 年度～29 年度）が最終年次となることから、市町村国保における特定健康診査・特定保健指導の実施率をさらに向上させるため、市町村の超過負担を是正し、必要な実施体制が確保できるよう十分な財政措置を行うこと。

### ◆現状・課題

- 本県における平成 26 年度の事業実績は、特定健康診査が 37.2%、特定保健指導が 16.1%であり、国の定める「特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針」の目標実施率（それぞれ 60%）とは相当の開きがある。

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	目標実施率 (平成 29 年度)
特定健康診査	34.5%	35.5%	37.2%	60.0%
特定保健指導	17.1%	17.6%	16.1%	60.0%

- その原因の一つに、特定健康診査における国庫負担金基準単価と県内市町村平均契約単価との乖離の問題がある。国民健康保険法の規定により、特定健康診査等の実施に係る負担割合は、国 1/3、都道府県 1/3、市町村 1/3 とされているが、実際の国の負担割合は 19.31%にとどまっている。
- また、特定健康診査については基本的な診査項目が定められているが、多くの市町村国保では診査項目を追加して実施しており、国負担金の基準設定に当たっては、実情に即した診査項目の設定が必要である。
- 実施率の向上を図るためには、実施主体の更なる努力が不可欠であるが、現状のままでは、市町村国保が必要な人材の確保や新たな取組を行うことには限界がある。

### ○特定健康診査における国庫負担金基準単価と県内市町村平均契約単価（H27 年度）

	国基準単価	県内市町村平均単価	差 額
(集団)基本項目	4,190 円	7,393 円	3,203 円
(個別)基本項目	5,490 円	8,715 円	3,225 円

### ○市町村特定健康診査等の費用に対する国負担割合（H26 年度）

国負担額	県負担額	実際の費用	国負担割合
923,474 千円	923,474 千円	4,782,163 千円	19.31%

### ◆提案・要望の具体的内容

- 診査項目や国庫負担金における基準単価を見直し、実情に即した負担割合となるよう国庫負担額を充実すること。
- 市町村国保が特定健康診査等の実施率向上を図っていくためには、保健師等の専門職の確保に加え、被保険者の立場に立った取組強化や診査内容の充実などが不可欠であることから、その実現に向け、十分な財政措置を行うこと。

## 11 健康の基本となる健診（検診）の受診率向上

【厚生労働省】

特定健診については、保険者ごとに医療機関と契約する現行制度を見直し、誰もが県内全ての医療機関で特定健診や特定保健指導を受けられる仕組みを、国の統一的な制度として確立するよう検討すること。あわせて、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診した場合に事業者から保険者への記録の写しの提供が進むよう取組を強化すること。

がん検診については、事業主に対して、積極的にがん検診の受診を促す対策を講じるとともに、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、健康診断等と一体的に行われるよう検討すること。また、各市町村が実施する対象者への個別勧奨通知に継続して補助を行う等、受診行動の定着化策を進めること。

### ◆現状・課題

- ・ 本県は毎日100万人を超える県民が東京都内に通勤・通学しており、都内にある企業からなる保険者（健保組合等）に加入している県民が多い。
- ・ 現行制度では、特定健診実施に当たって保険者が医療機関と委託契約を締結することとされており、都内に所在する保険者と契約している医療機関が県内に少ない状況にある。したがって、特に被扶養者は特定健診を受診しづらい環境にある。
- ・ さらに、事業所で行われる労働安全衛生法に基づく健康診断は、特定健診の全部又は一部を行ったものとされることから、記録の写しを保険者に提供することにより、受診率の向上につながるのと同時に、特定保健指導を受けることができるものである。事業者は保険者が求める場合には健康診断に関する記録の写しの提供が義務付けられているが、理解が十分ではなく、提供が進んでいない状況にある。
- ・ また、日本人の死因で一番多いのがんである。がんは初期であれば治療して治る場合が多い。初期のがんを発見することが大切であり、いかにがん検診を受診してもらうかが重要となる。
- ・ 現在、がん検診は任意の実施となっており、事業所によってはがん検診を受けられない例もみられ、事業所でのがん検診の受診率の向上が課題となっている。市町村には、がん検診対象者への繰り返しの個別勧奨通知などによる対策で受診率向上に成果を上げているところもあり、積極的な対策を広めていくことが重要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 特定健診については、将来的には、国において統一的な契約又は保険者間の調整を行い、いずれの保険者であっても、誰もが県内全ての医療機関で受診できるような制度を検討すること。あわせて、労働安全衛生法に基づく健康診断を受診した場合に事業者から保険者への記録の写しの提供が進むよう取組を強化すること。
- ・ がん検診については、事業主に対して、積極的な受診率向上対策を講じるとともに、職域でのがん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、健康診断等と一体的に行われるよう検討すること。
- ・ また、受診行動の定着化のためには、対象者への繰り返しの個別勧奨通知が有効であることから、各市町村が実施するコール・リコールに対し引き続き補助を行う等受診行動の定着化策を進めること。

## 12 定期巡回・随時対応サービスの普及促進

【厚生労働省】

定期巡回・随時対応サービスの普及がより一層進むよう、人員基準に見合った適切な報酬の実現、サービスに関する啓発を行うこと。

### ◆現状・課題

- ・ 高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らし続けていくためには、医療や介護、生活支援などのサービスを切れ目なく提供していく体制を整備していく必要がある。
- ・ 定期巡回・随時対応サービスは、地域包括ケアシステムを構築する上で中核を担うサービスである。
- ・ 本県では、このサービスが全ての市町村で提供されるよう普及促進に努めている。
- ・ 平成 27 年度の介護報酬改定では、総合マネジメント体制強化加算の創設や通所介護等とのサービス併用時の減算額の見直しなどの改善があったが、訪問看護に関しては一体型事業所のサービス提供体制の見直しのみで、引き続き課題がある。
  - 一体型事業所において、訪問看護の利用者がいなくても人材確保の困難な看護職員を常勤換算 2.5 人以上配置しなければならない。
  - 連携型事業所において、訪問看護分の介護報酬額が低い。
- ・ ケアマネジャーなど介護専門職の理解不足、利用者である高齢者やその家族の施設志向等により、既存事業所の利用者が伸び悩んでいる。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 次期の介護報酬改定に向けて訪問看護、特に連携型事業所との提携の障壁となっている介護報酬額などの課題を把握し、適切な報酬とすること。
- ・ このサービスの実態について介護専門職への正確な理解を促進するとともに、在宅生活全般を支えるサービスであることを、広く国民に普及啓発すること。

# ■ 「人財」の開発

【内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省】

県担当課：地域政策課、少子政策課、住宅課  
ウーマノミクス課

生産年齢人口の減少を食い止めるためには、少子化の流れを変えなければならない。子育てに関する様々な負担や不安を軽減し、誰もが子供を生み育てることに喜びを感じる社会を実現するための取組をしっかりと進めていく必要がある。

また、女性の活躍による社会・経済の活性化を進めるための「埼玉版ウーマノミクスプロジェクト」をより広く展開するとともに、県民一人一人が持つ可能性を最大限に引き出し、能力を開花できるような「人財」開発を推し進めていく。

【実効性ある少子化対策】

## 13 地域からの大学等の流出防止

【内閣官房、内閣府、文部科学省】

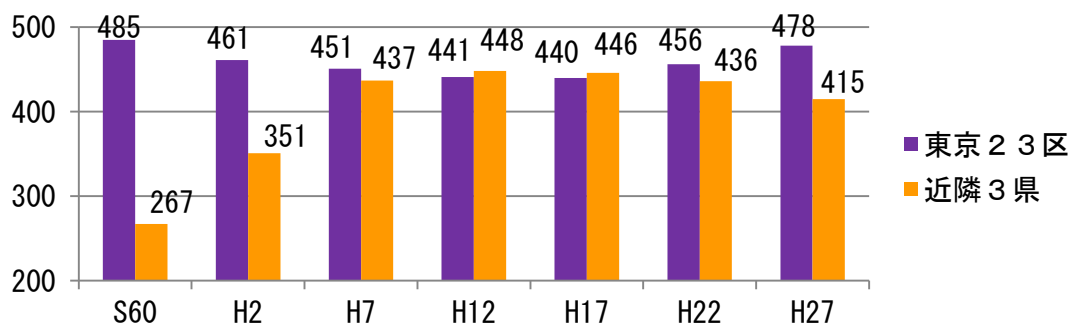
首都圏郊外に立地する大学・短大は、地域経済の活性化の核となるとともに、地域のまちづくり等の活動に対して知恵や人材を供給するなど地元自治体の地方創生に欠かせない存在となっている。

現在増加傾向にある大学生等の東京23区への過度の集中を防ぎ、首都圏郊外を含む地方の大学等の流出防止を図るよう取り組む施策を打ち出すこと。

### ◆現状・課題

- これまで、昭和34年制定のいわゆる工業等制限法によって、首都圏内においても大学等の郊外立地が進められてきた。大学等の立地に当たり、地元自治体では、補助金等を支出するなど大学等を支援してきた。
- しかし、平成14年に同法が廃止された結果、現在、東京23区外に立地していた大学等の23区内への移転が進んでおり、全国で大学・短大生数が減少している中で都心に通学する大学生等の数は逆に増加傾向にある。
- 大学等は、地域経済の活性化に寄与していることに加えて、地域のシンクタンクとして地域活動の担い手となり、地域を支える貴重な人材の供給・育成などの重要な役割を担っている。
- 地方創生に欠かせない大学等の23区内への過度の集中を防ぐことが必要である。

○大学・短大学生数の推移（首都圏） 単位：千人





年度	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27
23区	485	461	451	441	440	456	478
近隣3県	267	351	437	448	446	436	415

文部科学省：学校基本調査より作成

(参考：埼玉県における移転例)

- ・ 大妻女子大学狭山台キャンパス（入間市）の家政学部と文学部の1年次が千代田キャンパス（千代田区）に移転（平成27年4月）
- ・ 東京理科大学久喜キャンパス（久喜市）の経営学部が神楽坂キャンパス（新宿区）へ全面移転（平成28年4月）

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 東京23区内の大学生等をこれ以上増やさないための大学生定員の規制や23区外に立地する大学等への手厚い助成、大学等と地元自治体との意思疎通・連携を強化する仕組みの創設など、首都近郊を含む地方の大学等の流出防止を図るよう取り組むこと。

### 【実効性ある少子化対策】

## 14 子育て世帯向け住宅供給促進のための税制優遇等の充実

【国土交通省】

積極的な少子化対策の手立てとして、子育て世帯、特に子供が3人以上の多子世帯向け住宅の供給を促進するため、業界団体に働き掛けるとともに税制優遇や制度確立などを充実させること。

#### ◆現状・課題

- ・ 本県の人口は、平成27年にピークを迎え、その後減少する見込みである。
- ・ また、将来を支える年少人口も、平成22年の95万人から平成37年には76万人と大きく減少することが推計されている。
- ・ 本県の活力を維持していく上で、少子化対策は喫緊な課題となっている。
- ・ このような中、国の調査によると、子育て世代が理想とする子供の数を持ってない現状が浮き彫りとなり、その理由としては経済的なものが圧倒的に多く、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから（60.4%）」や「家が狭いから（13.2%）」となっている。

【参考】国立社会保障・人口問題研究所による調査（平成22年）

- ・ 夫婦にとっての理想的な子供の数は2.42人
- ・ 実際に持つつもりの子供の数は2.07人
- ・ このため、子育て世代が、子育てしやすい広い住宅を経済的負担が少なく確保できるような環境づくりが求められている。
- ・ 本県でも「子育て応援住宅認定事業」など、少子化対策を住宅分野から取り組んでいるところではあるが、国においても子育て世帯、特に子供が3人以上の多子世帯向け住宅の供給を促進するため、業界団体に働き掛けるとともに税制優遇や制度確立などの充実が必要である。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ これまで子供2人を標準世帯としてきた住宅設計を見直し、子供3人以上の多子世帯にも対応できる住宅を国として推奨し、公営住宅はもとより民間マンションへの普及について業界団体にも強く要請を行うこと。
- ・ 子育て・多子世帯がニーズに合った新築住宅や中古住宅を取得しやすいよう住宅取得・リフォームに関する各種税制・金利優遇（子育て・多子世帯枠新設）を実施すること。
- ・ 利用可能な中古住宅の流通促進などにもつながるよう、子育て・多子世帯に賃貸する大家に対して税制優遇を実施すること。
- ・ 安心して中古住宅の取得やリフォームができるよう、必要な検査制度（インスペクション）などの制度化を早期に行うこと。

#### 【実効性ある少子化対策】

### 15 少子化対策の推進

【内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省】

新制度による子ども・子育て支援の「質の改善」が十分行われるように恒久的な財源を確保し、地域の状況を反映した公定価格や補助単価を設定するとともに利用者負担を軽減すること。

また、少子化に対する効果的な対応は地域ごとに異なり、その効果が現れるまでに長い時間を要するものであるため、地域の实情にあった少子化対策が継続的に実施できるような財政支援を行うこと。

#### ◆現状・課題

- ・ 平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」は、質の改善の一部を実施する財源しか確保されていない。
- ・ 保育所の公定価格においては1歳児6人に対し保育士1人を配置することとされている。しかし、本県では低年齢児保育の充実のため、私立保育所を対象に児童4人に対し保育士1人を配置できるよう補助を実施している。
- ・ 乳児は年度中途に入所することが多いが、保育士を年度中途に雇用することが難しいため、本県では保育所が年度当初から、年度後半の乳児の人数に対応した保育士を雇用できるよう補助を実施している。
- ・ 児童一人一人の障害種別や程度に応じたきめの細かい保育を行うため、本県では障害児3人に対し1人の障害児担当保育士を配置できるよう補助を行っている。
- ・ 公定価格が、地域の人件費の状況や認定こども園の経営実態を十分に反映した内容となっていない。
- ・ 病児保育に関しては、感染症の流行期とそうでない時期とで利用児童数に波があり、事業者の経営が安定せず、事業普及の妨げになっている。
- ・ 本県では多子世帯の経済的負担を軽減するため、平成27年4月から現行制度の同時入所要件を撤廃し、第3子以降の保育料を免除する補助を実施している。国においては、平成28年度から所得制限を設けて同時入所要件を撤廃した。
- ・ 平成27年度補正予算に盛り込まれた「地域少子化対策重点推進交付金」は、単年度であり先駆的な事業のみを対象としていることから、地域の实情にあった少子化対策の継続的な実施につながる財政支援の仕組みとなっていない。また、平成28年度当初予算に計上された同交付金は、総額で5億円にとどまっている。

#### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 子ども・子育て支援新制度における質の改善が十分に実施されるような財源を確保し、次の①～④を満たす適切な公定価格を設定するとともに、その算出根拠を明らかにすること。
  - ①保育士等の職員配置基準の改善
  - ②児童の障害の程度に応じた加算の創設
  - ③地域の状況を反映した地域区分の設定
  - ④認定こども園の経営実態にあった公定価格
- ・ 病児保育事業に対する補助単価については、基礎分の重点化により利用児童数に左右されることなく安定経営を維持できる体制となるよう増額すること。
- ・ 保育所等の利用者負担の制度においては、2人以上の子供のいる世帯の経済的負担の軽減を図るため、同時入所要件を廃止すること。
- ・ 「地域少子化対策重点推進交付金」は、地方の少子化対策の継続的な実施を支援する仕組みとすること。

#### 【実効性ある少子化対策】

### 16 保育士の処遇改善と人材確保の推進

【内閣府、厚生労働省】

保育士が安定的・継続的に働くことができるように、保育所等の職員の給与が他の業種と比較し適切な水準となるよう、保育士の勤務実態に合った公定価格を定めること。特に隣接する市区町村の間で公定価格に大きな差が生じないよう、地域の状況を十分に反映した地域区分を設定すること。

また、公定価格の人件費部分を明確にし、保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。

さらに、保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力に推進し、国において十分な財源措置を図ること。

#### ◆現状・課題

- ・ 埼玉県では、待機児童対策として、平成28年度に6,500人分の保育サービス受入枠の拡大を予定しており、保育士の確保が喫緊の課題となっている。
- ・ 埼玉県の保育士の有効求人倍率は、平成28年3月に3.34倍で、前年同時期（平成27年3月の3.03倍）よりさらに厳しい状況であり、今後も保育士不足の深刻化が見込まれる。
- ・ 保育士の新規人材の確保と離職の防止を図るためには、保育士の処遇改善を行うことが必要であり、子ども・子育て支援新制度における公定価格を適切な水準に設定する必要がある。
- ・ 公定価格の地域区分は市区町村ごとに設定されており、東京都特別区や隣接する県内市町村の間で公定価格に大きな差が生じているなど、地域の状況を十分に反映した区分となっていない。
- ・ 平成29年度以降も、保育士確保策を引き続き強力に推進し、財源については、地方に負担を転嫁することなく、国において十分な財政措置を図ることが必要である。
- ・ 保育所等に支払われる委託料や給付費に細かい用途制限が設けられていないため、委託料等の人件費相当部分を保育士の人件費以外に使用することが可能な制度となっている。
- ・ 保育士宿舍借上げ支援事業については、保育所が宿舍を借り上げた場合のみ補助対象となっており、保育士が自ら賃貸契約している場合は補助対象とならない。

○平成 27 年度賃金構造基本統計調査

	埼玉県		
	平均年齢	勤続年数	給与月額
保育士	32.6 歳	5.2 年	205,500 円
幼稚園教諭	32.6 歳	8.4 年	236,800 円
全職種	42.8 歳	12.0 年	304,400 円

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 国の制度設計では 5% の給与改善を予定しているが、平成 28 年度においては、3% の給与改善となっている。他職種との給与格差を解消し、保育士が働き続けられる処遇を実現するため、5% を超える更なる保育所等の職員の給与改善につながる公定価格を設定すること。
- ・ 公定価格の地域区分は生活圏域の重なる隣接地域で大きな差が生じない仕組みを導入するとともに、設定根拠を明らかにすること。
- ・ 公定価格の人件費部分を明確にするとともに、委託料や保育士の給与に直接反映するための基準を導入すること。
- ・ 保育士・保育所支援センター運営事業などの保育士確保施策については、引き続き強力で推進し、国において十分な財源措置を図ること。保育士宿舍借上げ支援事業については、保育所が宿舍を借り上げた場合だけでなく、保育士が賃貸契約している場合も対象とすること。

## 17 保育所整備等への交付金等の充実

【文部科学省、厚生労働省】

保育所整備等を円滑に行うため、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金、保育対策総合事業費補助金など、整備に対する補助の一層の充実を図ること。

補助金で実施する送迎保育や賃借料補助などのソフト事業についても、待機児童対策に資することから、補助水準を維持し、継続すること。

さらに、首都直下型地震など今後起こりうる地震災害への万全の備えとして、保育所、認定こども園などの保育施設の耐震化は急務である。施設の耐震化を促進するため、耐震診断費用を交付金の対象とし、耐震化については補助率を引き上げること。

### ◆現状・課題

- ・ これまで保育所等整備の財源となってきた「安心こども基金」については、平成 27 年度補正予算での積み増しと、平成 28 年度までの期間の延長が決まったが、平成 29 年度以降の扱いは不明である。
- ・ 平成 28 年度以降の保育所等整備は、原則として、国から市町村に直接交付される交付金等により行われる。交付金は、市町村が児童福祉法の規定により作成する「市町村整備計画」に基づく事業を実施するための費用として交付される。市町村の計画を着実に推進するために、必要な時期に十分な支援が行われることが重要である。
- ・ 近年は、オリンピックに向けた建設需要の高まりなどにより、整備費用が高騰しており、事業者の負担も大きくなっている。
- ・ 首都直下型地震などへの備えとして、保育所、認定こども園の耐震診断や耐震化の取組を加速させるため、対象経費の拡充や補助率引上げが必要である。

### ◆提案・要望の具体的内容

- ・ 「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施するため、交付金等による助成の一層の充実を図ること。また、近年の整備費用の高騰も踏まえ、補助基準額の引上げなど、補助内容の見直しを適宜行うこと。
- ・ 送迎保育や賃借料補助などのソフト事業（補助金）も、待機児童対策に資することから、補助水準を下げることなく、助成を継続すること。
- ・ 安心・安全な保育環境を提供するため保育所等の耐震化は不可欠であり、補助対象外の耐震診断費用を交付金の対象に加えること。また、耐震改修費用については補助率の引上げを図ること。

### ◆参考（保育所整備等に係る補助制度）

#### ○主な事業

保育所等整備交付金（保育所、認定こども園の保育所機能の整備）

認定こども園施設整備交付金（認定こども園の幼稚園機能の整備）

保育対策総合支援事業費補助金（賃貸物件による保育所整備、送迎保育など）

#### ○補助率

通常 国 1/2、市町村 1/4、事業者 1/4

特定（※） 国 2/3、市町村 1/12、事業者 1/4

（※）待機児童解消加速化プランに参加する場合など

○国の交付基準額

埼玉県（C地域）都市部 60 名定員（補助率 2 / 3）の場合 84,900 千円（H27.4）

○補助の方法

国→市町村→事業者（原則県を介さない国から市町村への直接交付）

※ 認定こども園施設整備交付金の幼稚園耐震化整備は国→県→事業者

#### ◆参考（保育所の耐震状況）

○平成 26 年 10 月 1 日現在の保育所（2 階建て以上又は延べ床面積 200 ㎡以上

[政令市・中核市を除く]）の耐震化状況

対象棟数 934 棟

耐震化率（※1）81.8%

耐震診断実施率（※2）61.7%

（※1）耐震化率

= (S57 以降に建築された棟数+S56 以前の建築棟のうち耐震化が不要な棟数) / 全棟数×100

（※2）耐震診断実施率

= S56 以前に建築された棟のうち耐震診断を実施した棟数 / S56 以前に建築された棟数×100

### 【埼玉版ウーマノミクスプロジェクトの更なる推進】

## 18 放課後児童健全育成事業の充実

【内閣府、厚生労働省】

待機児童や対象学年の拡大等に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進及び従事者の処遇改善を図れるよう、運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。

#### ◆現状・課題

- 子ども・子育て支援新制度においては、放課後児童クラブの対象学年が小学校 6 年生まで拡大となった。
- また、厚生労働省令では、児童の集団活動の規模（支援単位）は、おおむね 40 人以下とされたが、本県では多くのクラブが 40 人を超える規模となっており、適正規模の支援単位への移行を強力に促進する必要がある。
- 待機児童が出ている中、小学校 6 年生まで受入れを拡大しつつ、適正規模による運営をしていくためには、更なるクラブの整備が必要不可欠である。
- 本県では、放課後児童クラブの質的向上のため、運営費について単独で上乗せ補助を行っている。県単独補助としては、民営クラブに対する加算がある。
- 障害児の受入れに対する国庫補助対象で、5 人以上の障害児の受入れを行う場合、加配職員経費が国庫補助対象であるが、障害児受入促進のためには一層の充実が必要である。

※本県の状況

年 度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
クラブ数	1,052	1,078	1,113	1,142	1,270
利用児童数（人）	46,599	47,381	49,657	52,007	56,980
待機児童数（人）	1,016	879	977	865	1,827

（毎年度 5 月 1 日現在）

◆提案・要望の具体的内容

- ・ 待機児童や対象学年の拡大に対応した量の拡充、適正規模の支援単位への移行促進、従事者の処遇改善及び研修の着実な実施を図れるよう、運営費及び整備費補助等において十分な財政措置を行うこと。
- ・ 障害児受入れの促進のために、国庫補助の対象基準を障害児受入れ5人以上から4人以上に拡大すること。

